

労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です。

労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人以上使用する全ての事業主が加入することとなっています。

該当する場合は、事業主及び労働者の意向にかかわらず、法律上、当然加入の手続を行うことが事業主の義務となっています。まだ加入されていない場合は、早急に最寄りの労働基準監督署かハローワーク（公共職業安定所）にご相談されますようご案内いたします。

秋田労働局総務部労働保険徴収室
秋田市山王6丁目1番24号
山王セントラルビル6階
TEL 018-883-4267